

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年12月27日

香川県教育委員会教育長 工 代 祐 司

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

香川県立学校校務支援システム設計・開発及び保守業務 一式（以下「本業務」という。）

(2) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入場所

香川県教育委員会事務局高校教育課

(4) 納入期限

令和5年7月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付等）

令和4年12月27日から令和5年1月5日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

郵便番号 760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎7階

香川県教育委員会事務局高校教育課 施設グループ

電話番号 087-832-3749 F A X 番号 087-806-0232

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和5年1月6日まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に3に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書は、F A X又はメールも可とする。）

回答は、令和5年1月11日午後5時15分までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和5年1月27日 午前10時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和5年1月27日 午前9時から午前10時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和5年1月26日 午後5時15分（必着）

(イ) 送付先 3に示した場所

(2) 開札

ア 日時 令和5年1月27日 午前10時

イ 場所 香川県教育委員会事務局高校教育課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和5年1月17日午後5時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和5年1月10日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。
郵便番号 760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ
電話番号 087-832-3631 F A X 番号 087-833-0352
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (6) 本業務に適用するシステムは、本公告日現在、他の複数の都道府県において稼働実績がある、サーバーで一元管理する統合型校務支援システムであることを証明した者であること。
- (7) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8の(6)及び(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和5年1月17日午後5時15分までに3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和5年1月23日までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札者であって、別記の香川県立学校校務支援システム設計・開発及び保守業務に係る落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高いものを落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止

等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Required service(s) or product(s)

Design, Development and Maintenance of a School affairs Support System for Kagawa Prefectural Schools

(2) Deadline for submission of tenders

By electronic bidding system: 10:00 a.m. on January 27, 2023

In person: submit between 9:00 a.m. - 10:00 a.m. on January 27, 2023

By mail: 5:15 p.m. on January 26, 2023

(3) Contact information

Address:

Upper Secondary School Education Division

Kagawa Prefectural Board of Education

6-1 Tenjinmae, Takamatsu, Kagawa, 760-8582, Japan

Phone:

087-832-3749

(4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.

別記

香川県立学校校務支援システム設計・開発及び保守業務に係る落札者決定基準

1 評価項目等

評価項目		評価内容	配点
本委託業務の実施方針	委託業務に対する基本姿勢、コンセプト	・基本姿勢とコンセプトが明確に提案されている。	5
	校務事務の簡素化・効率化に関する考え	・県の抱える問題点と本調達の目的を理解している。 ・簡素化・効率化のための具体的な提案がされている。	5
システムの導入に関する要件	基本的要件についての考え	・サービスの構成（データセンター、ソフトウェア等）は妥当なものである。 ・利用するデータセンターの監査等に配慮されている。 ・データ通信は十分なセキュリティが確保されている。	20
		システムの要件についての考え	・サービスの安全性・継続性について十分に配慮されている。
		・メニュー画面などユーザインターフェイスに優れている。	20

		・システムのバージョンアップや機能追加を容易に行えるような工夫がされている。	10
	機能要件についての仕様回答書	・カスタマイズ又は新規開発の割合が少ない。	40
	安定稼働・運用上の課題に関する提案	・各校が現状の業務を円滑に継続できる機能構成となっている。 ・システムの運用において事業者が想定する運用課題を例示し、適切な解決策を提案している。手法に具体性がある。	30
	データ移行に関する要件についての考え	・データ移行について、県及び学校の負担軽減について十分に配慮されている。 ・移行作業について作業の実施者、作業範囲等の責任分担が明確に提案されている。 ・データ移行に関する提案について業務実績を伴う具体性・確実性がある。	30
	研修に関する要件についての考え	・研修テキスト作成、講師、回数等について、円滑な導入に向けて十分に配慮されている。	5
設計・開発業務の実施方法	業務実施体制	・十分な体制が提案されている。 ・十分な経験を有している者が含まれている。	10
	作業スケジュール、進行管理の方法	・設計、開発、導入について実現性のある具体的なスケジュールが提案されている。 ・適正な進行管理を行うための具体的な方法が提案されている。	15
	県と受託者との役割分担	・県に求める体制、役割を明確に提案している。 ・役割分担の内容は適切である。	5
運用・保守業務の実施方法	業務実施方針・業務実施体制	・方針が明確に示されている。 ・県への運用負荷が軽減するよう配慮されている。 ・十分な体制が提案されている。 ・十分な経験を有している者が含まれている。 ・障害発生時の復旧体制は十分である。	10
	県と受託者との役割分担	・県に求める体制、役割を明確に提案している。 ・役割分担の内容は適切である。	5
	セキュリティ要件につ	・サービス提供事業者のセキュリティ対策	20

	いての考え	は十分である。	
	B C P 対応について	・大規模災害が発生した際の迅速な復旧対策を具体的に提案している。 ・遠隔地バックアップの方法、バックアップからの復旧対策を具体的に提案している。	5
	想定するサービスレベル保証	・サービスレベル保証は十分な内容が提案されている。	10
	教職員等からの問合せ等に対するサポートに関する考え	・問合せ等に対するサポートに関する具体的な提案がされている。	10
	予想されるインシデント・問題点と対応	・運用・保守業務において予想されるインシデント・問題点、その対処方法などについて具体的に提案されている。	10
その他	システムの拡張性・その他の提案	・システムの拡張性について配慮されている。 ・教員のさらなる事務省力化等、本県にとって有益な提案がされている。	30
技術点		計	300
価格点		価格点×(1-(入札価格×1.1÷予定価格))	300
総合評価点		技術点+価格点	600

2 技術提案書の評価方法

技術提案書の評価は、評価項目毎に、次の表の判定基準により行う。なお、各評価項目の点数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の75%
標準的である	配点の50%
やや不十分である	配点の25%
不十分又は記載なし	配点の0%